

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・
岐阜県立下呂温泉病院における中期目標終了時の検討について

中期目標期間終了時の検討項目及び措置(案)

(1) 業務を継続させる必要性

- 各法人の年度別全体評価結果

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
岐阜県総合医療センター	A	A	A
岐阜県立多治見病院	A	A	A
岐阜県立下呂温泉病院	B	B	B

A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる

- 平成 26 年度の評価は平成 27 年度に実施されるものの、現状として各法人の中期目標は順調に、もしくはおおむね達成されると見込まれる。
- 県 3 病院は、評価委員会におけるこれまでの年度評価において、「順調」もしくは「おおむね順調」に中期目標を達成しているとの評価を受けていることから、設立団体(県)としては、適切な運営・経営が行われていると判断し、次期中期目標期間(平成 27～31 年度)において、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当であると考える。

(2) 組織の在り方・組織及び業務の全般

- これまで、評価委員会の年度評価において議論や意見をいただいている。
 - これまでの議論を踏まえた内容等により次期中期目標を策定している。
- 設立団体(県)として、県 3 病院については、次期中期目標の検討・策定をもって組織の在り方・組織業務全般の検討を行うことが適当であると考えられる。

※ 参考：地方独立行政法人法

【地方独立行政法人法】（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。